

令和5年度における行政機関等の 個人情報保護法の施行の状況について（概要）

この調査は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第165条の定めに従い、同法の施行状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

《調査対象》

○ 対象機関・法人

- ・ 行政機関（50機関）
- ・ 独立行政法人等（189法人）
- ・ 地方公共団体の機関（3,286団体（注））
- ・ 地方独立行政法人（165法人）

（注）都道府県及び市区町村：1,788団体、一部事務組合及び広域連合：1,498団体

○ 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの状況について、令和6年3月31日現在で調査。

1 個人情報ファイルの状況

（1）個人情報ファイルの状況

行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が保有する個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第75条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している行政機関等では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

○ 個人情報ファイル数（注1）

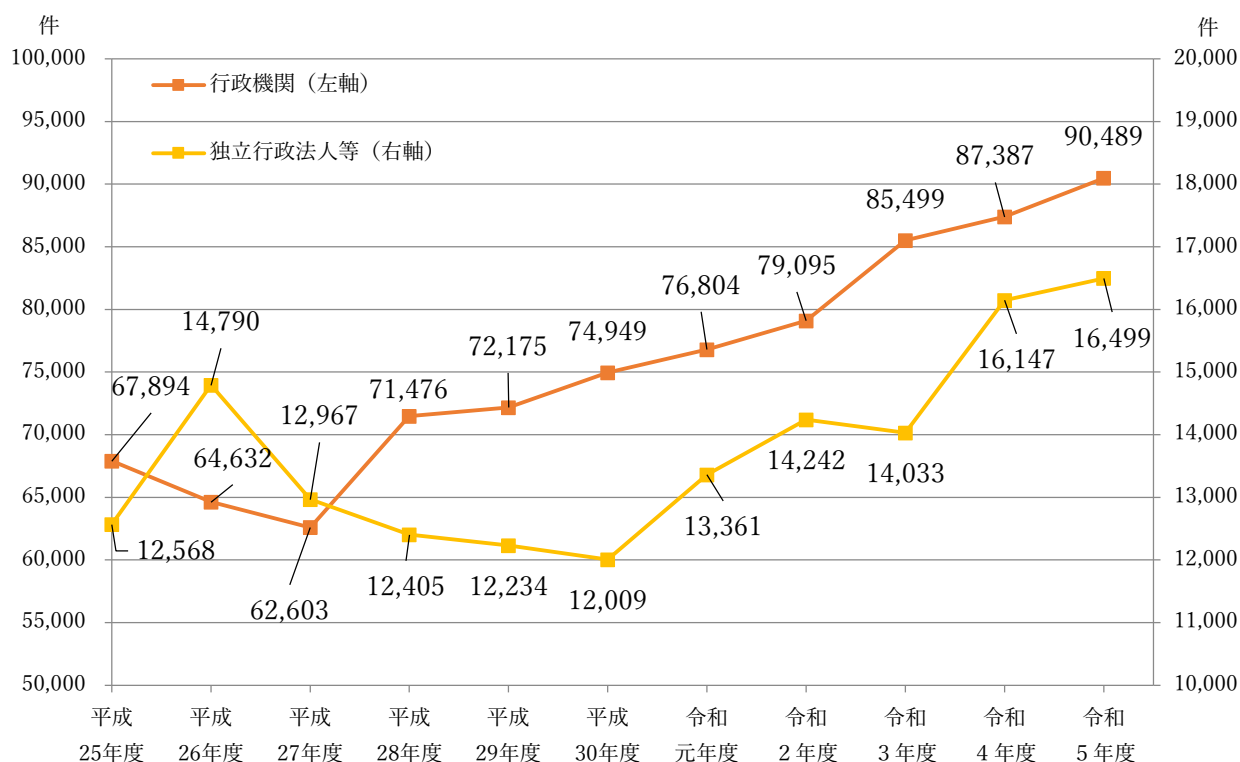
（単位：ファイル）

年 度	行政機関	独立行政法人等	地方公共団体の機関	地方独立行政法人
令和5年度	90,489	16,499	219,535	4,649
（前年度）（注2）	87,387	16,147	—	—

（注1）個人情報ファイル簿が未作成の場合は、個人情報ファイル簿に掲載されるべき個人情報ファイルの数を含む。

（注2）地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については、令和5年度から法が適用されたため、前年度の件数等は「—」としている（以下同じ）。

○ 個人情報ファイル数の推移



(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供等の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報等(注)を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

(注) 法第 69 条に基づく利用・提供については「保有個人情報」が対象。法第 18 条第 3 項又は法第 27 条第 1 項に基づく利用・提供については「個人データ」が対象。以下同じ。

○ 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供等の状況

【法第 69 条に基づく利用・提供】

(単位：ファイル)

区 分	年 度	行政機関	独立行政法人等 (注 1)	地方公共団 体の機関 (注 2)	地方独立行 政法人 (注 3)
個別の法令に基づく場合	令和 5 年度	3, 032	82	12, 553	0
	(前年度)	3, 029	69	—	—
法定の要件を満たす場合(注 4)	令和 5 年度	636	5	15, 198	0
	(前年度)	—(注 5)	—(注 5)	—	—
①行政機関等の内部で利用する ことに相当の理由のある場合	令和 5 年度	78	0	10, 344	0
	(前年度)	35	4	—	—
②他の行政機関等に提供するこ とに相当の理由のある場合	令和 5 年度	551	2	5, 830	0
	(前年度)	1, 312	5	—	—
③本人の利益や社会公共の利益 のための提供など特別の理由 のある場合	令和 5 年度	106	3	1, 330	0
	(前年度)	79	6	—	—

(注 1) 独立行政法人等のうち、法別表第二に掲げる法人及び労働者健康安全機構（以下「別表第二法人等」という。）は、個人情報等の取扱い等に関して、民間部門の規律が適用されるため調査項目が異なる。このため、本表においては、別表第二法人等を除いた独立行政法人等の値を記載している。なお、労働者健康安全機構について民間部門の規律が適用されるのは、病院の運営の業務に限る（法第58条第2項）。

(注 2) 地方公共団体の機関が行う法第58条第2項第1号に該当する業務（病院若しくは診療所又は大学の運営の業務）は、個人情報等の取扱い等に関して、民間部門の規律が適用されるため調査項目が異なる。このため、本表においては、法第58条第2項第1号に該当する業務を除いた地方公共団体の機関の値を記載している。

(注 3) 地方独立行政法人のうち、試験研究等を主たる目的とする法人又は大学等の設置・管理若しくは病院事業の経営を目的とする法人は、個人情報等の取扱い等に関して、民間部門の規律が適用されるため調査項目が異なる。このため、本表においては、民間規律が適用される地方独立行政法人を除いた地方独立行政法人の値を記載している。

(注 4) 「法定の要件を満たす場合」とは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で、①行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、②他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、③①～②のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき、である（法第69条第2項第2号～第4号）。

1つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により利用目的以外の目的での利用又は提供を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない。

(注 5) 前年度調査においては、上記①～③に加えて、「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」（法第69条第2項第1号）により目的外利用・提供した個人情報ファイル数の報告を求めていたが、今年度調査においては、上記①～③により目的外利用・提供した個人情報ファイル数のみ報告を求めている。このため、前年度との比較ができないことから「—」としている。

【法第 18 条第 3 項又は法第 27 条第 1 項に基づく利用・提供】

(単位：ファイル)

利用/提供 の別	区 分	年 度	独立行政法人等 (注 1)	地方公共団体 の機関(注 2)	地方独立行政 法人(注 3)
利用	法定の要件を満たす場合(利用)(注 4)	令和 5 年度	1	785	37
		(前年度)	—(注 6)	—	—
	①個別の法令に基づく場合	令和 5 年度	0	473	37
		(前年度)	—(注 6)	—	—
	②人の生命等の保護のために 必要がある場合	令和 5 年度	1	14	20
		(前年度)	—(注 6)	—	—
	③公衆衛生の向上等のために 特に必要がある場合	令和 5 年度	0	319	19
		(前年度)	—(注 6)	—	—
提供	法定の要件を満たす場合(提供)(注 5)	令和 5 年度	491	1,525	818
		(前年度)	—(注 7)	—	—
	⑤個別の法令に基づく場合	令和 5 年度	462	790	787
		(前年度)	236	—	—
	⑥人の生命等の保護のために 必要がある場合	令和 5 年度	16	426	29
		(前年度)	12	—	—
	⑦公衆衛生の向上等のために 特に必要がある場合	令和 5 年度	19	382	35
		(前年度)	6	—	—
	⑧国の機関等が法令の定める 事務を遂行することに対し て協力する必要がある場合	令和 5 年度	27	96	20
		(前年度)	26	—	—

(注 1) 独立行政法人等のうち、別表第二法人等は個人情報等の取扱い等に関して民間部門の規律が適用されるため調査項目が異なる。このため、本表においては、別表第二法人等の値を記載している。

(注 2) 地方公共団体の機関が行う法第58条第2項第1号に該当する業務(病院若しくは診療所又は大学の運営の業務)は、個人情報等の取扱い等に関して民間部門の規律が適用されるため調査項目が異なる。このため、本表においては、法第58条第2項第1号に該当する業務の値を記載している。

(注 3) 地方独立行政法人のうち、試験研究等を主たる目的とする法人又は大学等の設置・管理若しくは病院事業の経営を目的とする法人については、個人情報等の取扱い等に関して、民間部門の規律が適用されるため調査項目が異なる。このため、本表においては、民間規律が適用される地方独立行政法人の値を記載している。

(注 4) 「法定の要件を満たす場合(利用)」とは、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、である(法第18条第3項第1号～第4号)。

1つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により利用目的以外の目的での利用を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合(利用)」の値は一致しない。

(注 5) 「法定の要件を満たす場合(提供)」とは、⑤法令に基づく場合、⑥人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、⑦公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、⑧国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、である(法第27条第1項第1号～第4号)。

1つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により第三者提供を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合（提供）」の値は一致しない。

（注6）前年度調査においては、第三者提供のための目的外利用も含まれていたが、今年度調査においては報告を求めている。このため、前年度との比較ができないことから「―」としている。

（注7）前年度調査においては、上記⑤～⑧に加えて、本人の同意に基づき提供した個人情報ファイル数の報告を求めているが、今年度調査においては、上記⑤～⑧により提供した個人情報ファイル数のみ報告を求めている。このため、前年度との比較ができないことから「―」としている。

2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

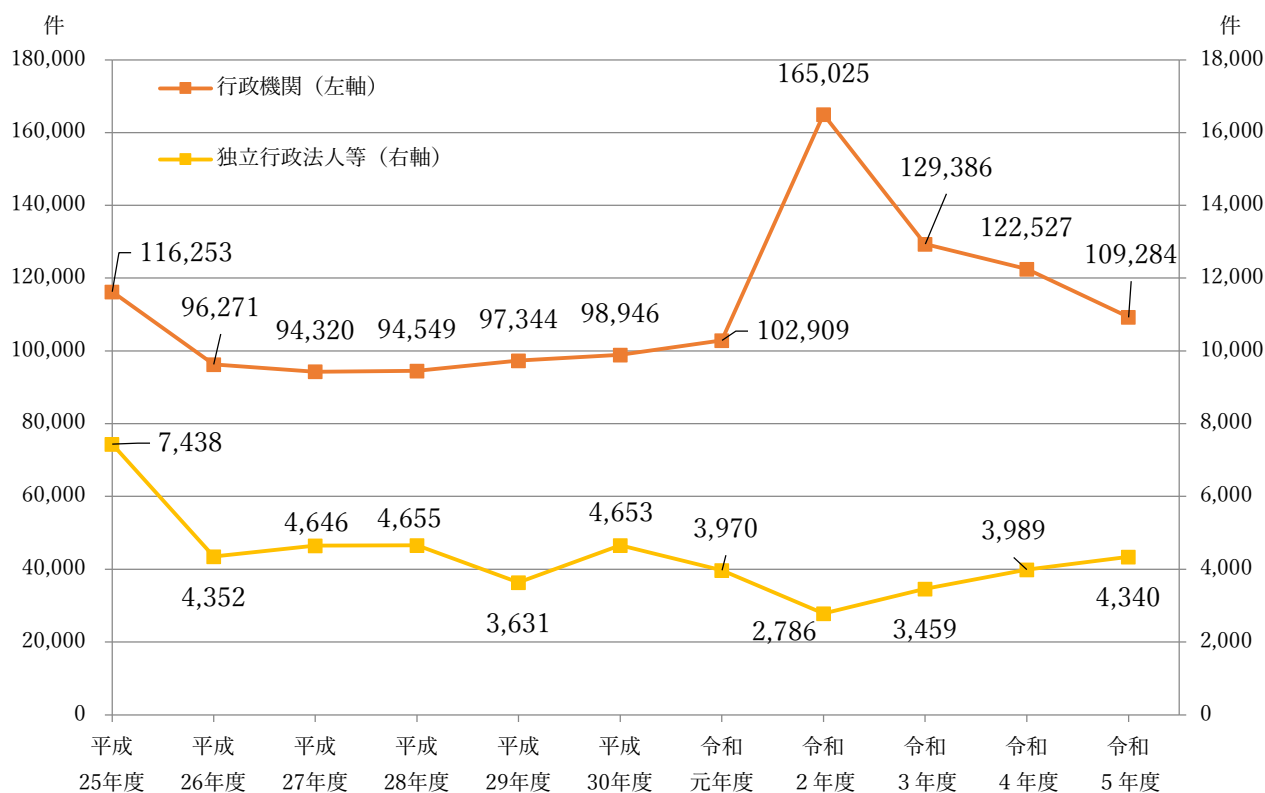
（1）開示、訂正又は利用停止請求

○ 開示、訂正又は利用停止請求の件数

（単位：件）

区 分	年 度	行政機関	独立行政法人等	地方公共団体の機関	地方独立行政法人
開示請求	令和5年度	109,284	4,340	62,844	5,564
	（前年度）	122,527	3,989	—	—
訂正請求	令和5年度	39	7	159	6
	（前年度）	59	24	—	—
利用停止請求	令和5年度	16	10	74	2
	（前年度）	23	4	—	—

○ 開示請求件数の推移



(2) 開示、訂正又は利用停止決定等

○ 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位：件、%)

区分	年 度	行政機関				独立行政法人等			
		計	開示、訂正又は利用停止決定(全部)	開示、訂正又は利用停止決定(一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定	計	開示、訂正又は利用停止決定(全部)	開示、訂正又は利用停止決定(一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定
開示請求	令和5年度	109,138 (100.0)	60,538 (55.5)	44,408 (40.7)	4,192 (3.8)	4,231 (100.0)	3,023 (71.4)	1,059 (25.0)	149 (3.5)
	(前年度)	125,435 (100.0)	69,838 (55.7)	51,729 (41.2)	3,868 (3.1)	3,918 (100.0)	2,819 (71.9)	980 (25.0)	119 (3.0)
訂正請求	令和5年度	44 (100.0)	3 (6.8)	8 (18.2)	33 (75.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
	(前年度)	59 (100.0)	5 (8.5)	5 (8.5)	49 (83.1)	18 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (100.0)
利用停止請求	令和5年度	15 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (100.0)	10 (100.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	9 (90.0)
	(前年度)	29 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	29 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)

区分	年 度	地方公共団体の機関				地方独立行政法人			
		計	開示、訂正又は利用停止決定(全部)	開示、訂正又は利用停止決定(一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定	計	開示、訂正又は利用停止決定(全部)	開示、訂正又は利用停止決定(一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定
開示請求	令和5年度	67,626 (100.0)	31,860 (47.1)	28,765 (42.5)	7,001 (10.4)	5,509 (100.0)	4,867 (88.3)	434 (7.9)	208 (3.8)
	(前年度)	—	—	—	—	—	—	—	—
訂正請求	令和5年度	153 (100.0)	26 (17.0)	19 (12.4)	108 (70.6)	6 (100.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	3 (50.0)
	(前年度)	—	—	—	—	—	—	—	—
利用停止請求	令和5年度	66 (100.0)	2 (3.0)	1 (1.5)	63 (95.5)	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)
	(前年度)	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 審査請求

開示、訂正若しくは利用停止決定等又は請求に対する不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関等に対し、審査請求をすることができる。

○ 審査請求の件数

(単位：件)

区 分	年 度	行政機関	独立行政 法人等	地方公共団体 の機関	地方独立 行政法人
開示決定等	令和 5 年度	273	121	1,106	34
	(前年度)	269	64	—	—
訂正決定等	令和 5 年度	12	5	57	2
	(前年度)	43	6	—	—
利用停止 決定等	令和 5 年度	4	5	26	0
	(前年度)	12	0	—	—

(4) 訴訟

令和 5 年度に新たに地方裁判所に提起された開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、下表のとおり。

○ 訴訟の件数

(単位：件)

年 度	行政機関	独立行政法人等	地方公共団体の 機関	地方独立行政法人
令和 5 年度	14	1	22	3
(前年度)	7	1	—	—

3 安全管理措置の運用状況

(1) 安全管理措置に係る規定の整備状況

法第 66 条第 1 項に基づき、行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）を参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

また、別表第二法人等、地方公共団体の機関が行う法第 58 条第 2 項第 1 号に該当する業務及び民間規律が適用される地方独立行政法人は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（以下「ガイドライン（通則編）」という。）を参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

かかる規定の整備状況について調査したところ、以下の状況であった。

ア 行政機関及び独立行政法人等の状況

おおむね必要な規定が整備されていることが確認された。なお、保有個人情報又は個人データを外国で取り扱うことを想定していないことを理由に、外的環境の把握に関する規定を定めていない行政機関及び独立行政法人等や、保有個人情報を取り扱う情報シ

システム室に該当するものがないこと等を理由に、情報システム室に係る安全管理措置に関する規定を定めていない行政機関などが確認された。

イ 地方公共団体の機関の状況

外的環境の把握を除く調査項目（注1）のいずれかについて未整備項目がある団体の割合は43.3%（注2）であった。なお、情報セキュリティポリシーにおいて担保していることやノウハウ不足等を理由として、一部の規定を定めていない団体や調査日時点では規定を設けていないものの、回答時点では規定を設けている団体が確認された。

（注1）保有個人情報の海外での取扱いが無いことを理由として外的環境の把握に係る規定を定めていない団体が多数認められたことから、外的環境の把握以外の規定の整備状況について記載。以下同じ。

（注2）一部事務組合及び広域連合を除く地方公共団体の機関：36.4%、一部事務組合及び広域連合：51.8%

ウ 地方独立行政法人

外的環境の把握を除く調査事項のいずれかについて未整備項目がある法人の割合は43.0%であった。なお、設置団体の規定により対応すること等を理由として、一部の規定を定めていない法人や調査日時点では規定を設けていないものの、回答時点では規定を設けている法人が確認された。

（2）個人情報の漏えい等事案の状況

令和5年度に、保有個人情報等（注）の漏えい、滅失又は毀損が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案（以下「保有個人情報等の漏えい等事案」という。）の件数は、以下のとおりである。

（注）別表第二法人等、地方公共団体の機関が行う法第58条第2項第1号に該当する業務及び民間規律が適用される地方独立行政法人については「個人データ」が該当。

○ 保有個人情報等の漏えい等事案の件数（注）

（単位：件）

年度	行政機関	独立行政法人等	地方公共団体の機関	地方独立行政法人
令和5年度	1,279	2,534	5,519	559
（前年度）	1,244	2,647	—	—

（注）個人情報保護委員会への報告が義務付けられている事案に該当しない漏えい等事案を含む件数。

（3）監査・点検の状況

事務対応ガイドでは、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）が、保有個人情報の適切な管理を検証するため、定期的に、及び必要に応じ随時に監査を行うこと、また、保護管理者（各課室等の長等）が、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

また、ガイドライン（通則編）では、講じなければならない措置として、個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを求めており、そのための手法として、定

期的な自己点検又は他部署等による監査を示している。

監査及び自己点検に係る規定を整備している機関等について、令和5年度における監査及び自己点検の実施状況について調査したところ、以下の状況であった。

なお、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、令和5年度に規定を定め、当該規定に基づき令和6年度から監査及び自己点検を実施予定であることや具体的な実施方法が整備されていなかったこと等を理由として、監査及び自己点検が未実施の団体が確認された。

○ 監査・自己点検の実施状況

(単位：％)

実施状況	行政機関	独立行政 法人等	地方公共団体 の機関	地方独立 行政法人
監査未実施の機関等の割合	8.0	1.1	33.7	40.2
自己点検未実施の機関等の割合	8.0	2.7	26.7	27.4

(4) 個人情報ファイル簿の作成・公表の状況

法第75条に基づく個人情報ファイル簿の公表状況を確認したところ、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については、それぞれ約1割が、調査日時点において、個人情報ファイル簿を公表していなかった（個人情報ファイル簿の作成が必要となる個人情報ファイルを保有していない団体を除く。）。なお、調査日時点では個人情報ファイル簿を公表していなかったものの、回答時点では公表している団体も確認された。

4 今後の対応

(1) 一部の項目に係る規定の不備等についての対応

一部の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人において、ガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイド上整備が求められている項目のうち、一部の項目について規定が整備されていないことや監査・自己点検の未実施が確認された。このため、こうした地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対して、必要十分な規定の整備及び監査・自己点検について適切に実施するよう以下のとおり、注意喚起等を行った上で、次回調査において改善状況を確認することとしたい。

【規定未整備に係る対応】

一部の項目に係る規定を整備していない理由として、規定を作成するためのノウハウ不足を挙げる団体が認められたことから、規定のひな型を作成することとしたい。

また、一部の項目に係る規定を整備していないと回答した団体の中には、情報セキュリティポリシー等に同様の規定がある団体もあるところ、次回調査においては、このような場合は規定未整備に該当しないことを記入要領に明示する等して、より正確に実態を把握することができるよう改善を図ることとしたい。

【監査・自己点検未実施に係る対応】

令和5年度は地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対する法の適用初年度であり、令和5年度に規定を定め、監査・自己点検は令和6年度からの実施とした団体があり、来年度調査においては、より一層の実施が期待できると考えられる。一方で、具体的な実施方法が整備されていないことから未実施となっているとの回答も認められた。このため、当委員会のHPで公表している「地方公共団体等における監査のためのチェックリスト」を活用して、適切に監査・自己点検を実施するよう注意喚起を行うこととしたい。

(2) 個人情報ファイル簿未公表に係る対応

一部の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人において、個人情報ファイル簿が調査日時点において、未公表となっていることが確認されたことから、規定の整備と同様に注意喚起を行うこととしたい。加えて、個人情報ファイル簿が未公表となっている市町村には小規模な団体が多いことから、注意喚起を実施した後に、個別に実施状況のフォローアップも行うこととしたい。